

令和2年12月25日
子発1225第3号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令の施行について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）が本日公布・施行された。

このうち、当局所管省令の改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その円滑な施行につき御配慮いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

記

1. 次に掲げる省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とする改正を行う。

- ・ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- ・ 母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）
- ・ 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）
- ・ 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）
- ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）
- ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則（平成31年厚生労働省令第72号）
- ・ 児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第184号）

2. 改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。